

予算決算常任委員会記録

1. 開催日時 令和5年12月13日（水） 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 吉津委員長ほか議長を除く議員17名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・白井主査
8. 協議事項
12月定例会本会議（12月11日）から付託された事件（議案2件）
9. 傍聴者 1名

会議の概要

- ・ 開会 午前9時30分 閉会 午後1時39分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和5年12月13日

予算決算常任委員長

吉津弘之

記録調製者

白井陽子

吉津委員長 皆さんおはようございます。本日の出席委員については、委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会いたします。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁につきましては、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本会議で本委員会に付託されました議案 2 件について、審査を行います。

議案第 1 号「令和 5 年度長門市一般会計補正予算(第 9 号)」を議題とします。審査は、第 1 条歳入歳出予算の補正から第 4 条地方債の補正までを一括し、別紙一覧表に沿って、課ごとに質疑を行います。

はじめに、消防本部所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

岩本消防長 消防本部所管の事業につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 54 ページから 55 ページの第 9 款「消防費」、第 1 目「常備消防費」につきまして、職員人件費の調整のほか、「消防庁舎建設事業」、庁舎等整備事業として、令和 6 年度から西消防署の建設工事に着手するため、予算説明資料 3 ページに記載しております、西消防署敷地造成工事と油谷保健福祉センター下水盛替工事に係る予算を計上しております。なお、補正予算書 5 ページの繰越明許費について、敷地造成工事に約 4 か月を要し、年度内に完了できないことから、翌年度に繰り越すための措置を講じております。また、補正予算書 6 ページの債務負担行為につきまして、西消防署庁舎建設工事を令和 6 年度早期に着工するため、建設工事に係る費用を債務負担行為として設定しております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 補足説明、よくわかりました。1 点ほど確認なんですけど、これは予算書 6 ページ、債務負担行為補正で、この度消防庁舎建設事業で 3 億 2,886 万 7,000 円が計上されています。これは、建築・電気・機械設備工事の建設工事ということでよろしいのかということが 1 点。それは何で聞いているかということ、この文具とか事務機器等、これは別入札で行われるのか、それだけお尋ねします。

宮本総務課長 委員のおっしゃいました 3 億 2,886 万 7,000 円の債務負担行為につきましては、建設費だけでございます。別の備品等につきましては別途新年度予算で計上になりますので、別途入札となります。

岩藤委員 今、ご答弁ございました備品なんですけど、備品の部類はどのようなものをいうのでしょうか。例えば、こういうカーテンとかブラインドとか、そういうものがどういう部類になるのか確認したいと思います。

宮本総務課長 ブラインド等につきましては、建設費用のほうに含んでおります。

重廣委員 出ております先ほど消防長のほうから説明がありました工事について伺いたいと思います。まず、下水盛替工事の内容が定かではありませんので説明をお願いいたします。

宮本総務課長 下水盛替工事でございますけれども、敷地造成工事を行うにあたりまして、油谷保健福祉センターの下水配管が支障となることから、下水配管の切り替え工事を行うものでございます。

重廣委員 わかりました。これは場所が保健センターと保育園の間ですかね。その土地というのは平らになってるんですか。というのが、造成工事で2,500万円付いてますよね。この工事内容について説明をいただきたいと思います。

宮本総務課長 現在は公園として利用されておりますが、その部分を敷地造成工事いたします。

重廣委員 2,500万円の金額で造成をするということなんですけど、先ほど消防長からも説明がありましたように、期間が限られてますので4か月ぐらいかかると。だから、早めに早めにとということで工事をされるということは確認しました。この造成工事とありますけど、今平らなところでしょう、ほとんど。建物を建てるわけですよね。最終的に建物を建てた場合は、外構工事といまして建物を建てた後にこちらのほうを造成並びにいろんな構造物を造ったり舗装したりというのが考えられるんですけど、建物を建てる前に山があれば平らに均すのに造成工事というのが必要なんですけど、今平らでしょう。普通、単純に考えると建物の基礎を造って建物を建てた後に、外構工事として造成がてらやるというのが筋ではないかと思うんですけど、先に2,500万円かけて造成されるっていうその工事内容について、説明をお願いします。

岩本消防長 敷地造成工事につきましては、現在平らだと発言しましたが、実際はもう少し道路に合わせて掘り下げ等の工事を行いますので、その費用も含んでおります。

重廣委員 これ最後でございますが、今は高いから下げると。それは道路等当然移動しなければなりませんからこれくらいかかるかなと思いますけど、だから本工事が済んだ後に外構工事としていくらくらい見積もっているかわかりますか。今わからなければいいんですけど。それを一緒に半分ぐらいやられるのかなというイメージがあるんですよ。時間がないから。そのあたりはどうなんだろうかと思うんですけど。

宮本総務課長 建設後の外構工事につきましては現在のところ見込んでおりませんが、建設費用のほうに見込んでいるところでございます。

綾城委員 すいません、もう1点確認です。先ほど岩藤委員の質問で、ブラインド等は建設費に含まれるというふうに言われました。基本的な質問、確認なんですけど、ブラインド等は建設費に含まれるっていう理由というか。それは県とか他の自治体でもそうなっているのかっていうのだけ1点確認させてください。

宮本総務課長 消防本部といたしましては、市の方針に準じることとしております。

岩本消防長 今の補足説明ですけれど、岩藤委員が先ほどおっしゃられました件で現在のところはブラインド等が建築費に入っているということでございます。歳出するにあたり、現在のところは基本的には市の方針に準じて行うこととしております。

綾城委員 消防長いいですか。現在のところはというのはどういう意味ですか。

岩本消防長 建築費の試算の上では建築工事の中に入っておるということです。今対応部局のほうで検討はなされているところではございますけれども、基本的にはそれに準じて行うこととしております。ただ現状の金額の中は、建築工事に入っているということでございます。

綾城委員 対応部局で検討がなされているというのはどういう意味ですか。

岩本消防長 これにつきましては、建築住宅課とか、その他監理管財課とか関係する部署がありますので、その検討をされているということは聞いております。

綾城委員 わかりました。建設費の中にブラインドを入れているけれども、そこを外してちゃんと考えるかどうかというのを今内部でいろいろ検討しているという意味ですか。

岩本消防長 はい。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、消防本部所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:40 —

— 再開 9:41 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、三隅支所所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

吉村三隅支所長 それでは、三隅支所所管に関する令和5年12月補正予算に関

する補足説明をいたします。補正予算書 34、35 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 11 目「三隅支所費」39 万 7,000 円につきましては、プロパンガスの単価の高騰により、予算不足が見込まれるため、需用費を増額補正するもので、特に補足説明はありません。続きまして、補正予算書 46、47 ページ、第 6 款「農林水産業費」、第 1 項「農業費」、第 3 目「農業施設費」69 万 8,000 円につきましては、三隅排水機場のポンプ稼働による使用電力量の増により、予算不足が見込まれるため、需用費を増額補正するもので、特に補足説明はございません。以上で補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、油谷支所所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

平岡油谷支所長 油谷支所所管の補正予算につきましては、補正予算書 44、45 ページ、第 4 款「衛生費」、第 1 項「保健衛生費」、第 7 目「斎場費」、事業コード 730「油谷斎場維持管理費」の施設維持補修工事として 28 万 8,000 円を計上しています。これは、油谷斎場屋外の電気設備である引込開閉器盤が、経年劣化により腐食が進んでいることから、器盤の取替工事を行うものです。次に補正予算書 6 ページ、第 3 表「債務負担行為補正」、「油谷地区小さな拠点づくり推進事業」として、限度額 7 億 5,034 万 3,000 円を設定しています。この限度額は、本事業により進めている油谷支所庁舎等の建設について、令和 6 年度早期に建設工事に着手する必要があることから、令和 5 年度中に入札業務を行うための、建築・電気・機械設備工事の工事請負費でございます。以上で補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは補正予算書の 45 ページ、第 4 款「衛生費」、第 1 項「保健衛生費」、第 7 目「斎場費」28 万 8,000 円についてお尋ねいたします。工事内容については先ほど補足説明がありましたので、工事期間とそれに伴う斎場のお休みのようなものを設定されるのかどうかだけ確認をしたいと思います。

大田油谷支所主幹 工事の予定は 1 日でありますことから、斎場の休場日に合わせて施工いたしますが、万が一に備え、休場日翌日を予備日として臨時休場する予定でございます。

綾城委員 予算書の 6 から 7 ページの債務負担行為、さつき支所長から補足説明がありました油谷地区小さな拠点づくり推進事業です。これは限度額 7 億 5,034 万 3,000 円に設定するということでございますけれども、この油谷支所庁舎等とありますけれども、これは複合施設も入った建築費なのかということと、

この 7 億 5,034 万 3,000 円の積算根拠をお尋ねいたします。

平岡油谷支所長 この度の債務負担の金額につきましては、支所庁舎、それから複合施設、それから付属棟の 3 つの事業費でございます。それから事業費の内訳としましては、建築工事が 5 億 64 万 3,000 円、電気設備工事が 1 億 3,420 万円、機械設備工事が 1 億 1,550 万円となっております。これにつきましては、建築工事につきましては、ほぼほぼ実施設計レベルの金額でございます。それから、電気・機械設備工事につきましては、基本設計の金額ということで計上しております。

綾城委員 わかりました。では 1 点だけです。さっき消防でも同じことをお伺いしましたけれども、この文具とか事務機器等っていうのは来年度予算で別で上がってくるという解釈でよろしいですか。

平岡油谷支所長 その通りでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり) なければほかに、ご質疑はございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、油谷支所所管全般について、ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:48 —

— 再開 9:49 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議会事務局及び総務課所管について、一括して審査を行います。なお、給与改定等に伴う人件費補正全般につきましては、総務課所管の審査対象といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 議会事務局についてですが、補正予算のうち議会事務局所管につきましては、人事院勧告に基づく国の給与法改正に準じ、今回行います給与改定に伴う一般職の人件費、議員報酬手当等の増額であり、特に補足すべきことはございません。総務課所管になりますけれども、補正予算のうち、先ほど委員長のほうからも説明がございましたが、今回の給与改定に伴います一般職と特別職の人件費につきましては、総務課が算定をしまして調整等を行い、各課・各費目に割り振っておりますので、総務課所管として補足説明を申し上げさせていただきます。今回の給与改定につきましては、人事院勧告に基づく国の給与法改正に準じ、給料表の金額改定を行うとともに、一般職の平均給与月額につきまして 3,568 円引き上げ、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.05 月、年間支給月数を 0.1 月分引き上げるもので、共済費を含む職員一人当たりの平均所要額

が約 9 万 7,000 円の増となります。また、特別職の期末手当につきましても、これまでと同様、人事院勧告の内容を基本に、支給月数を 0.05 月分引き上げるものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重村委員 今、補足説明をいただきましたところです。人事院勧告に伴う人件費の調整の部分でございます。予算書は 35 ページになります。職員人件費の中に期末手当、特別職ということで 10 万 1,000 円ほど増額補正の予定をされています。まず、この特別職っていうのが今回三役の給与には関係ございませんので、6 月と 12 月に支給された期末手当を 4 月に遡って改定するというので、補正額が出てきていると思うんですけど、この 10 万 1,000 円のうち、市長の改定に市長の期末手当、ここに当たる金額が 10 万 1,000 円のうちのいくらなのか。これをまず聞かせていただいてよろしいですか。

椎葉総務課長 市長の期末手当の増額分につきましては 5 万 3,325 円ということになりまして、6 月期分が減額に対応したもので 2 万 3,700 円、12 月期分が 2 万 9,625 円というところになります。

重村委員 金額のみならず、細かく教えていただきましたからもう聞くこともないんですけど。ですから、ちょうど改選がありました。前江原市長の任期中というのは報酬 20%カットということで 63 万 2,000 円が算定の基本の月額給与、12 月期、先日支給されましたけど、この期末手当については、条例も時限付きのものでしたから給与は 20%カットしたものではなく、100%条例に記載してある給与 79 万円が基本となって算定されたものが 5 万円いくらということですよ。そういう認識でよろしいですか。

椎葉総務課長 委員おっしゃるとおりでございます。

重村委員 私はこの 10 万 1,000 円で、金額にしたら少額っていうと大変失礼な言い方かもしれないけど、今定例会が始まる定例記者発表の中でも、市民の方、記者の方も非常に興味があったところとは思いますが、この予算審査をするに当たって、そのベースになっている金額は 2 回の期末手当のうち 1 回は 20%カットした金額が基本となって算定されたもの。12 月期は満額です。79 万円がベースとなって算定された、この補正予算ということになります。私が思うのは 4 年前に 20%カットをするときも、昨日の夜、委員会記録をもう一回見直して来ました。非常にやっぱり 50 分近く、これは条例改正案のときに委員のほうから動議を出されて、市長をお呼びして 20%カットの改正案について喧々諤々やっています。私は確かに条例は時限付きで、これは 1 期目の任期中の取扱いですよっていうのが、ベースが 63 万 2,000 円ですけども、今回いくらかではありますけど、ベースが 79 万円で、やっぱり査定をされてるところから出て

きた金額、これはどなたにお聞きすればいいのか。当然、総務課のほうできちんと、時限付きだったから当たり前ですと言われるのか。それともこのやはり改定というのが、きちんとしたご説明が要るのではないかというふうに私は思ってるんですけど、これは部長としてはどのように思われていますか。

坂野企画総務部長 当初予算で一応審査のほうはしていただいているという認識のもとですから、ご理解いただいているものと考えております。

重村委員 確かに執行部の言われる当初予算で任期の切れる 11 月 27 日からは当然元に戻す、79 万円の市長給与を払うべきものだというので当初予算を作られているかもしれない。でも私が言ってるのは、当初予算の審査の時ってというのは当然次期の市長というのは誰になるか分からない。続投されるかもしれないし、違う方が出てくるかもしれない。ひょっとしたら江原市長自体が 2 期目は続投しないという判断もあるかもしれない。だから議会は当初予算で、当然 79 万円の給与というのは予算の中で準備しておかないといけないだろうということで私は承認してると思うんですよ。続投する、しない、選挙で当選する、落ちるとするのは別にして、やはり市長自体が私は出ないという判断だってあるかもしれない。そしたらやっぱり当初予算の中ではそういう予算を組むのがこれは当たり前だろうというふうに私は認識しています。その中で、続投 2 期目に突入されるに当たって、やはり 20%カットを 4 年間続けてきて 2 期目に入る時、何の説明もなく当然でしょうかと。条例はもう時限付きなんですからというのは、審査をする議会としてはいかがなものかというふうに私は思うんですよ。総務部長にこれはなかなか聞いても難しいかもしれませんが、皆さんがどのように思われるのか、また質疑もあると思いますので、よろしく願います。

田村委員 委員長、動議を提出します。総務課における給与改定等に伴う人件費補正費目一覧全般にわたり一括審査が行われておりますけれども、長門市一般職の職員の給与と併せて長門市長等の給与に関する条例改正を踏まえて算定された期末手当の補正が含まれております。市長は 2019 年初当選時の公約に市長給与の 20%カットを掲げ、当選後に公約どおり 4 年間の時限的な条例改正によって、それを実行して来られました。4 年の期間を終えて自動的に 20%給与削減は失効いたしますが、審査に当たり 4 年前の条例改正案上程時と比較して報酬を本則のとおりに戻しても構わないと判断された理由及び市長に寄せられた支援者や市民の声等について、市民の代表である我々議会として確認をして審査に臨みたい。また、この点につきましては、市長の処遇に関することでもありますので、ご本人の説明を受けたいと思ひまして、市長のご出席を求めたいと思ひますが、お諮り願います。

吉津委員長 今、田村委員のほうから市長給与を本則のとおり戻すということなんですけれども、これはこれで皆さんご了承いただけるか、まず確認をしたい

と思うんですけど、そのへんは大丈夫ですか。よろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）分かりました。それでは田村委員のほうから議案第 1 号の審査におきまして、江原市長に対し委員会への出席を求める動議が出されました。お諮りいたします。本動議のとおり、市長に対して委員会への出席を求めることに賛成の方は、挙手願います。挙手多数です。よって、市長に対して委員会への出席を求める動議は可決されました。それでは、ここで市長に出席を求めることといたしますので、この際、暫時休憩いたします。委員の皆さんは自席で待機をお願いいたします。

— 休憩 10:00 —

— 再開 10:06 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。市長にご出席いただきましたので、引き続き質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 市長、ご出席ありがとうございます。それでは、質疑をさせていただきます。まず、7日の記者会見を受けまして、削減額を競うようなことは止めたというふうに発言をされております。私もこれに対しては賛成でございます。ただ、7日の記者会見において、一部の市民から、給与を削減する必要はないという多くの意見が寄せられたと。このため、同様の条例案、4年前のような削減のための条例案の提出を見送ったというふうに報道がされておりますけれども、この判断についてはそのまま事実でしょうか。

江原市長 まず、給与 20%減額につきましては、4年前の令和元年 12 月定例市議会に議案を提出し、議員の皆様にご審議をいただき、4年前の令和 2 年 1 月から給与、期末手当について 20%減額したところであります。給与額が本来の金額になりますが、今後につきましては給与以上の働きを市民の皆様にお示しし、全力で市長の職責を全うすることによって、皆様に還元していきたいというふうに思っているところでございます。そして、1 期目が終わりに近づく中、支援者や一部市民の皆様から月額給与の減額についてこれまでよくやってこられたと。次はその必要はないとのお褒めの言葉や激励をいただくこともあり、私自身もこの給与についてどうすべきかというふうに思い迷いながらしっかりと今まで考えてきたところでございます。そのような支援者等からの激励もあり、2 期目は月額給与を減額せず、これまで以上に全力で市長の職責を全うする覚悟をもって市民の皆様からいただいた信頼に答えていくことによって、皆様に還元していくことを決意するとともに判断したところでございます。そして、先ほど田村委員からも話がありましたように、私が 4 年前、自らの判断で 20%カットをしたわけですが、結局のところ、前任の大西元市長との給与差とか

そういったところを新聞等で書かれて、なぜ前任や前々任の方々と自分の判断で削減したものを金額を比べられるのかというのは、その当時から思っていたところでございます。そして、今回、記者会見の席で質問された記者の方に、この場所に新しい市長である方が座られたときも、江原市長が20%カットされました、大西元市長がどうされてました、南野市長がどうされてました、じゃああなたはどうするんですかという質問をされるんですかっていうふうに聞いたら、聞きますよというお話をいただきました。私はその時々市長が自分の給与について判断すべきものであって、前任、前々任がどうだったという話をされるべき話でもないのではないかなというふうに私個人としては思っておりまして、こういったことをこれからもずっと続けていくのではなくて、私のところで一旦元に戻して、これからこういった給与問題、選挙のたび、そして市長が代わったたびに給与問題というのが議論されなくてもいいようなことに戻していきたい。他の自治体のように市長が代わっても給与の問題とかというのが新聞紙面を賑わすことはないわけですので、そういう形にしていきたいというふうに思っています。

田村委員 お人柄が滲むような答弁でありありがとうございます。私、先ほど削減額を競うようなことを止めたいと言われたその市長のお言葉には賛成ですというふうに申し上げておりますし、前任者との比較の件も質疑においては触れておりませんので、そうですかというふうなところでお聞きをいたしました。それでは政治家たるもの、やはり報酬に対して十分な仕事で返すという姿勢は必要だと思いますし、そういったご意見は尊重させていただきたいと思っておりますけれども、ただ総合的、俯瞰的な判断というところでいきますと、客観的な指標なんか必要かなと思うんですけれども、そういった客観的な指標または評価のようなものについてはどのようなお受け止めでしょうか。

江原市長 今回の私が戻した、戻したという言い方がいいかわかりませんが、20%カットする前の給与というのは、私が決めた給与でもございませんし、審議会のほうでしっかり審議していただいて妥当な金額ということ審議会のほうで決めていただいた金額でございます。長門市合併前の給与というのは今の79万円よりも多く、83万円ぐらいだったというふうに思うんですが、その後、審議会のほうで審議されて合併後、確か平成19年に79万円まで下げられたということがあります。ですから、やはりその時々で審議会のほうでしっかり審議されて適正な給与だということ判断されてるんだということなので、この給与は正しい給与だと。その時々において正しい給与なんだろうというふうに認識しているところでございます。

田村委員 わかりました。では、特別職の報酬等ですけれども、今言われました特別職報酬審議会の答申を経て決められております。長門市特別職報酬等審議

会条例第 1 条において、市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、長門市特別職報酬等審議会を置くこととし、第 2 条におきまして、市長は、議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとするがあります。今回、条例は提出されておられませんけれども、前回の条例可決後には翌年の 11 月に特別職報酬等審議会を設置し、特別職報酬等について諮問をしていらっしやいます。前回の答申から 3 年が経過をしておりますけれども、市長給与は本則の通りに戻すにあたりまして審議会設置の必要性というのを感じられなかったのでしょうか。

江原市長 今委員がおっしゃられるように、もし必要だという判断であれば、ちょっと協議をし、そういう審議会にも諮っていきたいというふうには思っています。79 万円を私もあまりちょっとすみません、そこは詳しくなかったの言い換えますけれども、79 万円の条例を変えるときにそういう審議会にかけるということでありまして、それを本則の 79 万円を変えないわけなので今のところ必要ないということ、もし必要だということであれば、今後検討はしたいと思えますけれども、基本的に本則の 79 万円を変えるつもりはありませんので、今のところその必要はないということだという判断です。

田村委員 今の特別職報酬等審議会の設置につきましては、2020 年 12 月 12 日の総務民生委員会の質疑からの答弁におきまして、約 2 年に一度開催されているというふうな旨の執行部からのお答えがありましたので、3 年経ちましたけどということでもったものであります。そういったお考えでありましたら、しばらく開催されないのかなというふうに思いますけれども。それでは、私は最後にしますけれども、市長ご自身は 79 万円という給与月額について、どのように受けとめていらっしやいますでしょうか。

江原市長 これは 4 年前の議論のときにもお話ししたんですけど、私自身は 79 万円は決して当時は安くはないというふうに発言していたと思うんですけども、審議会の妥当な数字だということ審議いただいているわけなので、妥当な数字ではないかというふうに今思っているところでございます。

重村委員 ちょっと多岐にわたる質問もあって、委員長も整理が難しいかもしれませんが、今回期末手当の補正をするにあたって、6 月期と 12 月期、ここに基本となる給与が違うということで市長をお呼びするところまでなっております。田村委員が動議を出されましたけど、これがおかしいっていうんじゃないで、やはり説明責任をちゃんと果たしてほしいという私は多分見解からだろうと思うんです。なんでそんなのが必要なかってひょっとしたら思われる方もいらっしやるかもしれないけど、20%減の 63 万 2,000 円に設定したのは江原市長ご自身です。議会から言ったわけでもない。これは選挙公約だからっていう

ので、4年前に市長、あなたが持ち出してきた案件です。今回、選挙によって続投するということが決まった。そしたらあなたが持ち出してきたことをやはり変えるときには、これ条例は期限付きだろう。そうじゃない。やはり、江原市政を見たときに、1期目、2期目っていうのはやっぱり一貫性のある中で、1期目にそういう物事をあなたが出してきて、終わらせるのもあなた。だから私は、この予算の10数万円、市長に関しては5万円いくら。当然、当初予算のときに認めてもらってるじゃないですかって執行部は言うかもしれない。だけど、そこには説明が欲しいというのが私は議会人として市の予算を確認する、チェックする、その役目として議会があるのであれば、いくら記者発表で言ったとか新聞資料で知ってるでしょうと言うんじゃないで、議会にもこういうところから今回は20%をなしにして、本則の79万円をいただくということで一生懸命仕事していきますよ。これを言っていたら、私はこんなことにならないと思うんですよ。それは提案説明の中で言ってほしいとか云々はちょっと別問題ですけど、やはり極端に言うと市長のほうからこの部分の審査に当たっては、一言4年前に私が投げかけた事件だからこそ、ここで終結をさせるという思いで私はそういう配慮ぐらいあってもいいのかなと。今日きちんと聞かせていただきましたから、私は元々79万円をちゃんともらうべきだと思ってますから。市長に出席いただいて、こうやってご自身の口で説明をいただいたということで、私としては納得をしたところですけど、市長何かありましたら。

江原市長 繰り返すにはなりますけれども、しっかりとこれからやっていきたいというふうに思っているところです。

林委員 先ほどの田村委員の動議に私は挙手をしませんでした。というのは、私は明日の議案第15号のところでその場面がやってくるのだろうという想定をしておりましたので、まさかこの予算の中で、それこそ議会費から教育費まで全てを網羅した補正予算の中でそういう議論になるとは思わなかったのが正直なところです。実際先ほど重村委員からもありましたが、私も彼と全く同じ意見です。ただ4年前に市長が自らの給与を20%カットすると。公約に基づいてそれを実現したいんだという思いを受けて、それは議会に条例改正案がかけられて、議会が認めたんです。議会が。否決もできました。議会は賛成多数で可決。その議会が可決した中に、条例附則の中に、あくまでもこれは市長の今の任期中に限るということも含めて議会は認めているわけです。市長がどうかじゃなくて、議会が認めている。ここは私は、議会人としてそれはやっぱりちゃんと思わなきゃいけないと思いますよ。だからそれは市長のことではなくて、実は我々議会が下した判断でしたということなんです。先ほど長門市長の給与というのは、確かに平成17年合併時は83万円でした。それが松林市長の時でしたか報酬審議会にかけて、83万円という金額が妥当なのかどうかということがあって、審議会のほ

うからちょっと引き下げたらどうかという案があったので、平成 19 年 1 月に 79 万円にして、それが 3 月の議会にかけられて 4 月から施行されたという経緯があります。私、先ほどからずっと聞いておりました、確かに 4 年間市長は 20% 減の中でも、この間の 11 月 19 日の投開票の結果が全てです。市長は、20% カットの中でも、それなりの評価を受けたっていうのは事実なんです。今回、本則に戻っただけなんですね。ただこれが。一つ市長に聞きたいのは、歴代の市長つまり平成 19 年 4 月以降、松林市長、南野京右市長、大西倉雄市長、で、あなたは全員揃ってこの本則 79 万円をいじってないわけなんですね。つまり、4 人も共通しているのは 79 万円は妥当だというふうに思っているわけです。だからこれは市長の先ほどありましたとおり 79 万円の本則に戻して、それに基づいて仕事をされると。だから、これは最小の経費だと考えると、最大の効果を生かして市民の福祉の向上のためにあなたが頑張ればいいわけですよ。私たちはあなたがやる政策の一つ一つを市民の立場でチェックしながら、いいことはいいし、悪いことは悪いとしっかり行き過ぎを抑えて、足りないところはしっかり押さえていく、それが市長と議会との役割。そういう認識の中で、市長もこれから本則に戻って、今回人勧に基づいて、この期末手当が上がるっていう算定の中でしてるんだけど、私はこれからそういう思いをしっかりと、私たちもそうですし市民にも説明をしっかりとすべきだと思いますけど、そのあたりを聞いて質問を終わります。

江原市長 はい、おっしゃる通りだと思っておりました、4 年前私が給与減額の議案を出させていただいたときに、林委員からは 4 年後は市民の皆さんから給与を戻せと言われるぐらいしっかりと働いてくださいというお話を 4 年前にいただいたのを覚えておるんですけども、そういう中でやはりコロナ等いろいろありましたけれども、しっかりとやってきたつもりではございます。これからは給与については本則に戻るわけですけども、これまで以上にしっかりとやっていきたいというふうに思っているところでございます。

吉津委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、議会事務局及び総務課所管全般について、ご質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は 10 時 35 分からといたします。

— 休憩 10:24 —

— 再開 10:34 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、財政課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 財政課所管につきまして、補足説明を申し上げます。まず、歳出予算ですが、補正予算書 58 から 59 ページ、第 13 款「諸支出金」、第 1 項「基金費」、第 1 目「財政調整基金費」の 7 億 7,049 万 4,000 円の増額につきましては、令和 4 年度決算の認定に伴い確定した実質収支に対し、地方財政法第 7 条に規定される積立金を計上しているものがございます。一方、歳入予算についてですが、補正予算書 30 から 31 ページ、第 20 款「繰入金」、第 1 項「基金繰入金」、第 1 目「財政調整基金繰入金」について、全体の予算調整のため 7,282 万 4,000 円を減額したものです。補足説明は以上です。

吉津委員長 以上で補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

中平委員 今、部長の補足説明にもありましたけど、財政調整基金費でございます。7 億 7,049 万 4,000 円を積み立てた後の財政調整基金の残高は、一般的に適正とされている標準財政規模の 10%相当額は上回るのか、お伺いいたします。

福田財政課長 一般会計補正予算第 10 号までの繰入金計上額は、約 10 億 1,636 万円、この度の積立金計上額の 7 億 7,049 万円をそれぞれ加味いたしますと、現在の予算上の残高は約 35 億円であります。令和 4 年度末の残高を約 2 億 4,600 万円程度下回っておりますが、残高としては十分であると考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、財政課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、税務課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 それでは税務課所管につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 6 ページ、第 3 表「債務負担行為補正」のうち「市県民税納税通知書等印刷費」の 78 万 8,000 円についてですが、市県民税納税通知書等の印刷にあたりましては、地方税法施行規則の改正による様式の決定が 2 月頃となりますことから、更正等の作業時間を確保できますよう、早めに契約を行う必要があるため、債務負担行為の追加補正を行うものでございます。その他につきましては補正予算書、補正予算に関する説明書及び補正予算説明資料 1 ページに記載のとおりであり、特に補足すべきことはございません。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、デジタル戦略課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 デジタル戦略課所管につきましては補正予算書、補正予算に関する説明書及び補正予算説明資料 1 ページに記載のとおりであり、特に補

足すべきことはございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

松岡委員 ケーブルテレビの施設維持管理費において、サーバーの空調機器が故障したということですが、ほか設備等に影響などはないのか、現状どうされているのかというのを伺います。

山田デジタル戦略課長 ケーブルテレビ放送センターの様々な機器については、業者の点検、指定管理者による日常点検、それと公共施設の点検等を行っておるところです。今回故障を確認したのが空調機器 2 台ですので、その他のものについては故障の確認はしていないところでございます。

松岡委員 夏であれば空調の故障によって高温になり、ほかの機器への影響も非常に懸念される場所だとは思いますが、今冬であまり影響がないと思うんですが、工事等に取りかかるまで何か対策等は考えられているのでしょうか。

山田デジタル戦略課長 ケーブルテレビ放送センターの本局及び支局のサーバー室については主系と従系の 2 系統の空調設備を用意しております。このうち今回の故障につきましては、両施設とも主系の空調設備が故障したものであり、現在、従系の空調設備で対応しておるところでございまして、影響はないものと考えております。

早川委員 空調機器が故障したとあるんですけど、この故障の原因等はわかるのでしょうか。

松岡デジタル戦略課主査 故障の原因は、エアコンの基盤が壊れて故障に至ったものと確認しております。

早川委員 これは経年劣化っていうよりも何か基盤が壊れるっていう、衝撃とか何か別の要因があったっていうことなんですかね。

山田デジタル戦略課長 本局のサーバー室のエアコン機器につきましては、設置後約 11 年が経過しております。日置支局につきましても約 20 年が経過しておりますので、経年劣化と考えておるところでございます。

早川委員 最後になんですけども、これっていうのがもう更新期間っていうのは設定されてるのでしょうか。今 20 年って長いこと言われたんですけども。

松岡デジタル戦略課主査 先ほど課長が答弁しましたとおり、業者の点検を行ってまして、それぞれの空調機器については稼働時間というものを確認しております。今回、経年劣化で故障したんですけども、故障した機器については 6 年度ないしは 7 年度に稼働状況を見て更新する計画にしておったところでございます。

ひさなが委員 この工事の期間とあって、いつまでにこれをやらなければ影響が出てくるかというスケジュールについて伺いたします。

山田デジタル戦略課長 工期は概ね 3 か月を予定しております。議決をいただいた上は速やかに発注工事に取りかかりまして、遅くとも気温が上昇する今夏 6 月までには更新工事を完成させたいと思っております。

ひさなが委員 分かりました。工期 3 か月とわりと長い期間かなと思いますけれども、その間の通常業務への影響についてお伺いいたします。

山田デジタル戦略課長 先ほども答弁いたしましたけれども、今回主系の空調が故障しましたので、従系で今、運用は正常に行っているところでございます。更新工事に当たりましては、委員のご指摘のとおり通常業務への影響がないよう、指定管理者としっかりと調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、デジタル戦略課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:44 —

— 再開 10:45 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、総合窓口課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大田市民生活部長 総合窓口課所管の補正予算につきましては、補正予算書 36 ページ、37 ページ、第 2 款「総務費」、第 3 項「戸籍住民基本台帳費」、第 1 目「戸籍住民基本台帳費」になりますが、人事院勧告に基づく給与改定に伴う職員人件費を計上するものと、12 月補正予算説明資料 2 ページにお示ししており、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 今部長の説明が少しありましたが、補正予算書 36、37 ページ、第 2 款「総務費」、第 3 項「戸籍住民基本台帳費」、第 1 目「戸籍住民基本台帳費」、説明コード 900「戸籍住民基本台帳費」、説明資料 2 ページについて、説明資料のほうの内容にマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等対応事業とありますが、ローマ字表記がなぜ必要なのかをお伺いいたします。

河村総合窓口課長補佐 令和 6 年度からマイナンバーカードの海外利用開始が予定されており、国外に転出した方について、海外においてもマイナンバーカードが身分証明書となるためにローマ字表記等が必要となります。

中平委員 続きまして、住基システム改修費 227 万 4,000 円には、最近トラブルが多発しておりますマイナンバーカードシステムの改修費も含まれているのかをお伺いいたします。

井筒総合窓口課長 住基システム改修費 227 万 4,000 円には、住民票に氏名のふりがなを記載し、マイナンバーカードへの氏名のふりがな及びローマ字表記を記載するために直接的に必要な経費のみの計上となりますので、トラブル対応の経費については含まれていないということになります。

中平委員 この予算可決後、システム改修はどのような事業所が請け負うのかをお伺いいたします。

河村総合窓口課長補佐 住民基本台帳システム及び住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍情報システムの改修や保守を行うことができる事業所が請け負うことを想定しております。既存システムとの連携が不可欠であることから、各システムの導入元による改修を予定しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、総合窓口課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、生活環境課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大田市民生活部長 それでは、生活環境課所管の補正予算について補足説明を行います。補正予算書 6 ページ、第 3 表「債務負担行為補正」、「長門市斎場火葬等業務委託料」につきましては、令和 3 年度に 3 年間の業務委託契約を締結しておりますが、委託期間が終了するため、新たに令和 6 年度から 3 年間の業務委託契約を結ぶことから、期間及び限度額を設定するものでございます。また、「指定ごみ袋納入及び販売委託業務」につきましては、令和 6 年度において、市指定ごみ袋納入業者へ納入に係る経費を納入委託料として支出し、販売店へは販売委託料を支出するもので、年度当初から市指定ごみ袋を販売できるよう体制を整える必要があることから、限度額を設定するものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:50 —

— 再開 10:51 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、地域福祉課所管について、

審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 それでは、地域福祉課所管の補正予算につきましては、予算説明資料のとおりでございまして、補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、高齢福祉課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 高齢福祉課所管の補正予算につきましては、提案説明のとおりでございまして、補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:52 —

— 再開 10:52 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、子育て支援課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 子育て支援課所管の補正予算につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:52 —

— 再開 10:53 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、健康増進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 健康増進課所管の補正予算につきましては、予算説明資料のとおりでありまして、補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 補正予算書 45 ページ、説明資料は 2 ページでございまして。第 4 款

「衛生費」、第1項「保健衛生費」、第8目「地域医療推進費」、診療所運営事業182万4,000円についてですが、施設整備工事費137万2,000円の積算根拠について、まずお伺いいたします。

三戸地域医療連携室主査 感染症対応外来施設設置工事の積算根拠でございますが、カーポートが61万円、カーポート組立施工及び基礎工事が32万円、外灯増設工事が11万7,000円、諸経費及び消費税等32万5,000円で、事業費が合計137万2,000円となります。

中平委員 今回の感染症対応外来施設は、診療所のどこに設置して、どういう役割を果たすのかをお伺いいたします。

和田健康増進課長 現在応急診療所の診療体制につきましては、多様な症状の患者様が来所されますことから、診療所内における感染拡大防止対策及び多数の感染症疑いの方への診察・診療・検体採取ができる体制を確保するために、主には発熱患者様に対して患者間の接触を避けた屋外ドライブスルー方式を採用しております。これまでの新型コロナウイルス感染症流行下であっても、患者間、スタッフ間での施設内感染等もなく、応急診療所が継続して運営され、市民にも安心して受診いただけているところです。今般、屋外での診療・検査体制における課題等につきまして長門市応急診療所運営部会から、悪天候における診療・検査環境の改善、それから炎天下での直射日光を遮断できる屋根等を設けていただきたいということ。それから、十分な夜間照明等を設置することで、屋外での診療・検査環境を改善して欲しいといったご意見をいただいております。今後、万一再び感染症が流行し、休日・平日夜間の患者数が増加した場合であっても、初期救急医療としての役割を担う応急診療所が、可能な限りの患者を継続して受け入れられるよう医療提供体制を更に強化するため、この度、診療所に隣接した感染症外来施設としてカーポートを設置するものでございます。

ひさなが委員 それではカーポート設置完了までのスケジュールについてお伺いします。

三戸地域医療連携室主査 1月初旬には施工業者を決定し、2月末ごろまでには設置を完了させたいと考えております。

ひさなが委員 工事している間の通常業務への支障についてお伺いいたします。

三戸地域医療連携室主査 工事は工期の平日日中を予定しております。診療所の業務には支障がないと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、健康増進課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:58 —

— 再開 10:59 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、農林水産課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 それでは農林水産課所管の事業につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 46 ページから 47 ページ、第 6 款「農林水産業費」、第 1 項「農業費」、第 4 目「農業振興費」の「有害鳥獣捕獲・駆除・被害防止等対策事業」の 337 万 5,000 円につきましては、農作物被害軽減に向けた有害鳥獣の捕獲奨励として、各鳥獣種別の捕獲単価により長門市有害鳥獣捕獲隊に捕獲業務を委託するものでございますが、予算説明資料の 2 ページに記載しておりますとおり、当初の見込みを上回る捕獲実績が想定されることから、このための追加の予算を計上しております。また、補正予算書 58 ページから 59 ページ、第 11 款「災害復旧費」、第 2 項「農林水産業施設災害復旧費」、第 1 目「現年農地農業用施設災害復旧費」の「現年農地農業用施設災害復旧事業」の 300 万円につきましては、本年 6 月 29 日からの豪雨による被害の対応といたしまして、油谷地区大坊川の頭首工につき、令和 6 年の営農に支障をきたさないため、遮水シートを設置することで取水ができるよう応急工事の予算を計上しております。以上で補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 補正予算書 46 ページから 47 ページ、第 6 款「農林水産業費」、第 1 項「農業費」、第 4 目「農業振興費」の「有害鳥獣捕獲・駆除・被害防止等対策事業」337 万 5,000 円についてですけれども、議会報告会をやっておりますけれども多くの地区でこういった被害を訴えられています。この度の補正額でどの程度被害防止の対策ができるのか、積算根拠を含めてお伺いいたします。

松本農業振興班主査 今回の補正による具体的な被害額の削減効果を算定することはできませんが、捕獲頭数が増えることで農林水産物等の被害防止につながるものと考えています。積算ですが、シカ 1,200 頭、内ジビエ活用 100 頭、イノシシ 800 頭、内ジビエ活用 50 頭、サル 60 頭、タヌキ等 156 頭、その他 12 頭の捕獲見込みで積算しております。

ひさなが委員 わかりました。先ほど申し上げましたけど、本当に各地から被害が訴えられています。捕獲隊に依頼、委託をするっていうことですのでけれども、市内のできるだけ限られた地域だけではなく広域でやっていただきたいなというふうに思っておりますけど、その点についていかがでしょうか。

角谷農林水産課長 市内のほうで猟友会の協力のもと、実施隊という事業を実施しております。それにつきましては、市内全域でそういった獣害というような相談があったときは速やかに近辺の猟友会の人たちに動いていただいで対応していただいでいるところがございます。農林水産課といたしましては、市内全域でそういう対応をしているというふうな認識でおるところでございます。

田村委員 先ほど部長の補足説明で当初見込んでいた頭数を上回る捕獲があったと見込まれるというところでしたけれども、捕獲の方法の変更等、何かこれに至るような理由があったのでしょうか。

松本農業振興班主査 当初見込んでいた頭数を上回る捕獲が見込まれるため必要な予算を計上するものということですが、捕獲頭数の増加は、理由としては令和4年11月からくくりわなを解禁したことに加え、設置の制限を令和4年度は一人5基だったものを令和5年度から一人30基まで拡大したことが大きな要因と考察しております。令和5年10月末現在、今年度ですが、実績につきまして約30%が新たに導入したくくりわなによる捕獲となったことが原因だと考えております。

田村委員 方法の変更による効果については分かりました。続きまして、先ほど捕獲頭数の見込みですけどシカ1,200頭、イノシシ800頭、サル60頭等とおっしゃっておられました。これ長門市鳥獣被害等防止計画がありまして、5年度でしたらシカは850頭、イノシシが1,000頭、サルが80頭という見込みになっています。イノシシはこんなものかなと思いますけど、シカは850頭に対して1,200頭の見込みというところで大幅に増えておりますけれども、このあたりはどういった理由が考えられるのかお尋ねいたします。

角谷農林水産課長 今松本主査のほうから回答しましたように、このくくりわなで捕獲される鳥獣としましては、やはりシカが非常に多くございまして、このくくりわなの導入により、シカが当初の予定よりもかなり増えてきたというところがございます。それと計画は作っておりますが、その事業計画の中では、やはり捕獲できればできるほどいいというところもございまして、どんどんいわゆる計画の数値を上回る捕獲頭数を目指していきたいというふうに考えております。

早川委員 捕獲頭数が増えてることはいいことなんだと思うんですけど、実際は被害が減るための捕獲頭数を増やすということなんですけども、被害的にはどういう効果があるのでしょうか。

松本農業振興班主査 毎年2月に被害調査を行っておりますけど、令和4年現在でいきますと2,053万4,000円ほどの被害額となっております。令和元年度に比べまして、令和元年度が3,256万円ということで、年々被害額としては下がっております。

綾城委員 課長にお尋ねなんですけれども、議会報告会で要は最初に来年の見込みを聞いて、予算をつくりますよね。そこに達すると打ち切りというか。そこで、よく補正予算を組んででも困ってるので対応して欲しいという声があるんですよ。直近で言うと、今回も補正されました、令和2年度に当初予算を上回る実績が見込まれたことから令和2年度で増額補正を1回しているということですが、この補正の必要っていうのを誰が決めているのかと。追加補正の基準っていうのがあるのかというのを1点お尋ねします。

角谷農林水産課長 基本的には当初予算で計上した予算額の中で納まるという認識で私どもは予算を作成しております。ただ、今回みたいにくくりわなとかこういうものを導入した関係で、予算をつくる時にはこのくくりわなを導入するからこれだけ増えるだろうという見込みでつくっておるんですが、さらにそれ以上に増えたというところではあるんですけど、ただ、当初予算を基本的には守りたいなというふうには思っておりますが、やはりこういうふうには捕獲頭数が増えますとそこについては奨励金っていうのが猟友会の活動のモチベーションというふうになりますので、やはりそれを払わないわけにはいかないというところで農林水産課のほうで判断いたしまして、それと、市長、副市長協議をしながら増額補正というものを決めているというところがございます。回答になってるかわかりませんが以上です。

綾城委員 では、基本的には当初予算の予算でいきたいんですけども、あんまり捕獲の頭数が多くて、要望等があれば内部で検討して追加補正することもあり得るという考えでいいですか。

角谷農林水産課長 その通りでございます。

有田委員 補正予算書58から59ページの第11款「災害復旧費」、第2項「農林水産業施設災害復旧費」、第1目「現年農地農業用施設災害復旧費」なんですけど、一応これ応急工事ということになっておりますね。本工事の予定はどういうふうになっているのか、お尋ねします。

大深農林水産課技術補佐 本復旧工事につきましては、現在、河川管理者であります山口県河川課と協議を行っております、原則としましては11月から4月末までの非出水期間でなければ河川内の工事はできないというふうになっておりますので、今回応急復旧工事ということで予算を計上させていただいたものでございます。

重村委員 財源の内訳を見ると、その他42万円ということで、これが受益者負担になるんであろうということで、事業費から見ると14%ぐらいの受益者負担となります。私、かねがねとかく受益者負担を軽減しないとかういったことが起きたときに農地をもう、それじゃあもう農業しないということにつながっていくということで、特に今回の場合、農地の法面とかそういうのであれば自分の

資産、財産の部分に入るから、当然これは受益者負担というのは数パーセントでもあるべきなのかなと思ってますけど、これ頭首工でしょう。頭首工でもやはりそこに水をいただく方たちっていうのが受益者負担としてお金を払わないといけない。ここらあたりというのは今後ぜひ、もう何度も言ってますけど、受益者負担のあり方っていうのを考えていただきたい。というのが、ここ近年の気象状況を見ると、毎年のように災害が起きるわけですよ。だから極端な例から言うと、昨年直したけどまた今年も破れたと。今年もまた頭首工、水を取水する施設のところ、自分の農地には水はいただいているけど直接関係ないのに受益者負担が伴うということは、結局これが離農に私はつながっていくという考えを持っているんですけど、ここらあたりの受益者負担の考え方というのは、今現時点で変えろとは言えないけど、どういう見解を——私ずっと言っているといるんですよ。ここらあたりの見解を確認させていただきたいと思います。

角谷農林水産課長 今みたいな質問はもう重村委員のほうから本当、何度かいただいている質問でございます。今回の大坊川については激甚のほうで認定をされれば来年1月末までには補助率のいわゆる増嵩申請を行うという計画になっております。それで来年の3月中旬には補助率が確定してくると。その補助率が確定することによって、現在受益者の方が14%という割合で出させていただくというふうになります。それがかなり目減りするというような形になります。それであつても数%でもそういった受益者の方の負担というものが発生するというのは事実でございます。市としてもできるだけ営農、持続可能な農業を目指していく上でも、重村委員から今ご指摘のあった件につきましては、今後検討していく必要があるのかなというふうには思っております。

重廣委員 私はこの工事内容について伺いたいんですが、先ほど部長の補足説明で遮水シートを施工すると。今いろいろ質疑を聞いていますと、7月ぐらいまでしか使わないと。使えるんですかね。この遮水シートを使って施工すると300万円ですよ。耐用年数ということはないですけど、それがどのくらいもつもので、遮水シートを使った、普通なら仮対策工事とか応急工事とか。仮応急工事ですから。本当、仮の仮みたいな応急、簡単に考えた工事じゃないかなと私はちょっと発想するんですよ。それで遮水シートを使った工事の説明をお願いいたします。

大深農林水産課技術補佐 仮応急工事につきましては、大型土のうと防水を兼ねた遮水シートにより、現在、せきの本体の上流部が洗堀されており、水がせきの下を回っておりますので、その部分の水を止めるために行う工事であります。この施工につきましては、山口県内でも多数の箇所で行われているということで、先ほども申しました山口県河川課との河川協議におきましても問題ないということで、1年程度の農繁期は十分しのげるものだというふうに考えており

ます。

重廣委員 この仮応急工事につきましても、やはり先ほどありました受益者負担があるということですよ。今の本工事に入りますとこれ必要なくなりますよね。どうもこれが不思議でならないんですけど、300万円の歳出根拠、平米いくらかとかそういうのがあるんですか。歳出根拠について伺いたいと思います。

大深農林水産課技術補佐 歳出根拠につきましては、これは山口県の標準歩掛によって算出しておりますが、今回使用します仮応急で使った資材でありましたりというものにつきましては本工事のときに今後また河川なりの水を閉め切ったりですとか、工所用道路を設置する際に再度流用をかけるということで目的として使うことを考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、農林水産課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:17 —

— 再開 11:18 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、産業政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 それでは産業政策課所管の事業につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 34 ページから 35 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 6 目「企画費」の「ふるさと応援寄附推進事業」における 1 億 4,345 万円につきましては、予算説明資料の 1 ページに記載しておりますとおり、ふるさと応援寄附金の年間見込額が、当初、目標としていた 6 億円を上回る見込みとなったため、目標額を 9 億円とし、返礼品に係る消耗品費、手数料などを増額するほか、令和 5 年 10 月の総務省告示 244 号による制度改定により、寄附額の 50%以下とするべき費用額に、従来の返礼品代やサイト手数料、広告料などに合わせ、受領証明書の発送費用やワンストップ手数料が加えられたことから、この限度を超えない費用額とするため、広告料や特設サイト構築委託料を減額することとし、その増減を相殺し必要となる予算を計上しております。以上で補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは歳入についてお尋ねいたします。補正予算書 31 ページです。

第19款「寄附金」、第1項「寄附金」、第1目「指定寄附金」、「長門市ふるさと応援寄附金」の歳入3億円ですけれども、これは寄附額の見込みということでよろしいでしょうか。

坂田産業政策課主幹 今回の補正額3億円につきましては、令和5年度9月までの実績と制度改正の影響を見込みまして、見込み額として9億円としたところで補正額3億円を予算要求したところであります。

田村委員 それでは、その見込みの根拠について何かお持ちでしたらお願いします。

坂田産業政策課主幹 今回増額となった要因といたしましては、テレビ局での露出でありましたり、返礼品数の増、こちらについては当初321品だったものを現在391品としております。あと、10月の制度改正による9月の駆け込みや、ふるさと納税市場全体の伸び等が寄附額増の要因と考えております。

田村委員 それでは歳出のほうをお伺いします。第2款「総務費」、第1項「総務管理費」、第6目「企画費」、「ふるさと応援寄附推進事業」について、広告料300万円ですけれども、先ほどの補足説明でもありました。これは当初予算を全額カットということになります。その同じ欄に特設サイト構築委託料が700万円の減額ということになっておりますけれども、この特設サイト構築をやらないというふうな判断ということによろしいですか。

坂田産業政策課主幹 今回、減額している理由につきましては、10月の制度改正に伴い関連する経費につきまして50%以下というふうな制度となったことから、それに対応するため減額としております。

田村委員 特設サイト構築委託料というのはそもそもどういうものだったのかということと、現在運営しているサイトですけれども、これは8サイトでよろしかったですかね。このあたりの変更がありましたらお願いします。

坂田産業政策課主幹 サイト構築委託料につきましては、当初、事務の効率化のためのシステム変更に伴いまして、今まで運営しておりましたサイトがなくなったことから、それに代わるものとして委託料を計上しておりました。その部分につきましては市のホームページ等でPRを行っております。それと、現在のポータルサイトにつきましては、今年度2つを追加いたしまして、現在9ポータルサイトを運営しております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、産業政策課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、企業誘致・まちづくり推進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 企業誘致・まちづくり推進課所管の事業につきましては、補正

予算書のとおりであり、補足説明は特にございませぬ。

吉津委員長 補足説明はないようですのでこれより質疑を行います。ご質疑はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:24 —

— 再開 11:25 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、観光政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 それでは観光政策課所管の事業につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 36 ページから 37 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 34 目「地方創生推進費」の「海・山・人が織りなす新たな旅のスタイル創造事業」の 780 万円につきましては、予算説明資料の 1 ページに記載しておりますとおり、本市への旅行につきその二次交通手段として重要な JR 美祢線及び山陰本線が、本年 6 月からの豪雨による被災により運転見合わせが続くなかで、そのネガティブなイメージを払拭し、本市を旅先として観光客に選択してもらうため、福岡を中心に、JR 広島駅、新山口駅や、山口宇部空港で、各種媒体を活用した宣伝活動を強化し、イベントを開催するための予算を計上しております。次に、補正予算書 50 ページから 51 ページ、第 7 款「商工費」、第 2 項「観光費」、第 2 目「観光施設費」の「観光施設等維持管理費」においては、予算説明資料の 3 ページに記載しておりますとおり、「王子山公園施設改修事業」として、王子山公園展望所の整備により、仙崎地区の市街地や深川湾を一望できるビュースポットとしての機能の再生を行うことで、観光客の満足度の向上を図るため、案内板改修や樹木伐採の委託料 81 万 2,000 円、老朽化して危険となっている東屋解体や転落防止柵の再設置等に係る工事費 422 万 5,000 円を予算として計上しております。以上で補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

米弥委員 予算書 37 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 34 目「地方創生推進費」、説明資料 1 ページ、コード 060「海・山・人が織りなす新たな旅のスタイル創造事業」ですが、こちらの事業で、山口宇部空港到着ロビーに賃借料 30 万円とあります。お聞きしましたら、この到着ロビーにブースといますかコーナーがあって、そこで本市の観光パンフレットがあるということで、その中でまたアンケートも取っていらっしゃるということなんですが、こ

れちょっと非常に難しいと思うんですけど、そちらのブースを利用された方、何人ぐらいいらっしゃるのかお尋ねをいたします。

市川観光政策課長補佐 申し訳ございません。これから事業を行うものでございまして、アンケートは実際まだ取っておりません。来年1月から3月まで月10万円掛ける3か月で30万円の使用料を払いまして、山口宇部空港の到着ロビーのところにパンフレットを設置したり、デジタルサイネージとかを設置して、東京からのお客様に長門市にお越しいただけるようなきっかけを作るブースを作るというのをこれから行うとしているところでございます。

米弥委員 失礼しました。山口宇部空港に到着された方っていうのは、到着されてじゃあどこに行こうかって決められる方はほとんどいらっしゃらないと思うんです。もうどこに行くか決めて、そこで例えば本市だったら本市のパンフレットを調達していくっていうような形なんですけど、もちろんそういうブースも大事だと思うんですけど、エアーで来られた方っていうのはほとんど次の行動はレンタカーもしくは直行便をご利用されると思うんですけど、各レンタカー会社にもそういう情報発信をされているのかお尋ねをいたします。

市川観光政策課長補佐 空港を出てすぐ右側のところにレンタカー等がありまして、当然そこにも今回、パンフレットとかを置かせていただく話もしようと思っております。ただ今回、今補足説明でもありましたけれども、夏の台風によって本市にお越しいただく旅行の手段としてあります二次交通でありますJRが運休している状況でございますので、到着ロビー出られましてバスであったりとか、直行バスであったりとか新山口駅に行くバスとかそういったものを利用されるお客様であったりとか、あとは地元の方に迎えに来ていただく方も当然いらっしゃると思うんですけれども、そういったより多くのお客様に利用していただくきっかけを作ろうということで、到着ロビーを選定しているわけでございます。ただ、おっしゃるように、レンタカーのほうとかにも共有していこうというふうには考えております。

早川委員 この事業の委託先と委託内容を簡単に説明していただきたいと思っております。

市川観光政策課長補佐 委託先につきましては、長門市観光コンベンション協会を考えております。既存の情報発信業務委託料に加えて、本金額をというところで考えております。内訳といたしましては、イベント開催に係る経費が400万円、こちらは本年11月に一般社団法人湯道文化振興協会主催の湯道文化賞というものを長門湯本温泉の恩湯を中心に受賞されました。そこを中心にしまして長門湯本温泉だけではなく、長門市全体のPRをするイベントを福岡県、それから本市内で開催する経費でございます。それからポップアップショップの展示、PR活動経費ということで100万円計上しております。こちらにつきましては、

長門市の魅力、観光情報の常設展示、PR 活動といったところで、今お話しに出ました広島県、福岡県、それから山口県内の新幹線の駅を中心に経費を計上しております。それから観光 WEB サイトの改修というところで、こちらは旅ナカ情報の充実を目指しまして、いわゆる泊食分離の予約であったり、若干多言語の対応とかというところも含めたサイトの DX 改修も考えております。これが 200 万円。それから最後に、山口宇部空港の観光 PR ブースの設置というところで業務委託で 50 万円、これらの合計が 750 万円と、先ほどの到着ロビーの使用料が 30 万円ということで内訳とさせていただきます。

早川委員 ここに簡単には事業の目的は書いてあるんですけども、もっと具体的にこの事業の目的をお願いします。

市川観光政策課長補佐 重ね重ねの説明にはなるんですけども、今夏 6 月 30 日から 7 月 1 日の大雨による被害、これのダメージ、マイナスのイメージが先行しておるといのが、正直いろんなところから声を聞いております。新幹線の車内の電光掲示板でも復旧の見込みが立っていないとかっていうのが流れることによって、JR の情報提供ではあるんですけども、やっぱりその切り取られてネガティブなイメージが先行してしまうというところは否めないのかなというところと、実は本年 2 月に博多阪急で会場を借りまして、同じような情報発信会を行った際にアンケートをその際取りました。その中で顕著になったんですけども、博多というところで山口県が近隣の県なので、長門市については知名度はある程度あるんですけども、センザキッチンができたっていうことであつたりとか、長門湯本温泉が今リニューアルしているだとか、直行バスが走っているといった具体的なことがほとんど認知されていないという情報がアンケートの結果から分かったというのがありまして、ネガティブなイメージを払拭するっていうのもあるんですけども、そういった長門市の知名度をやっぱりこのタイミングで上げまして、この年明け、春先に向けて、観光客を取り戻していこうという考えが一番の目的というところで考えております。

早川委員 質問最後にしたいんですけども、ここでいろいろやられてるんですけども、JR とか新幹線の中とか駅とかで、ダメージっていうかマイナスイメージの掲示板とかつてあるんですけども、そのイメージを払拭するためにこの事業があると考えていいんでしょうか。そのイメージを払拭するためであるんだしたら、各事業の中でどのような発信の仕方で払拭をされようとしているのか、教えていただけたらと思います。

市川観光政策課長補佐 イメージを払拭するっていうのは当然あります。実際、今年度の宿泊客のデータであつたりとかを見ても、前年比で落ちてるといところもありますので、全てこれが原因というわけではないかもしれませんが、やっぱりこういった状況を担当課としてはきちっと把握しまして、年明け、

直近でいうと 1 月に湯本温泉でうたあかりとかっていうイベントもあります。その後、春先の桜のシーズンとかっていうハイシーズンに向けて、今一度落ち込んでいる観光客、宿泊客を長門市に取り戻すというところに重きを置いて、今回の補正予算を計上させていただいておるといところでございます。

早川委員 いろんなイベントがあるっていう発信は分かるんですけど、ここの一番肝である長門市の JR の美祢線とか山陰線が使えないけれども、こういう方法で長門市に来れるっていう発信をどのように考えられているのでしょうか。

市川観光政策課長補佐 先ほどもちょっとご説明したんですけども、福岡からの直行バスが今通っております。福岡で今回イベントをする際にはそこをやったり前端的に、認知度が低いということもありますので、そこはまず前端的に乗り継ぎなしで来られるというところで利便性が高いのを PR していこうと思っていますし、新山口駅に関しましても直行便のバスがありますので、JR が今駄目なんですけれども、他にもちゃんとあります、長門は元気なんですっていうところを伝えていきたいなと考えています。

田村委員 山口宇部空港の借上料について絞ってお尋ねしたいんですけども、施設・設備等借上料 30 万円ということになっています。先ほどの答弁の中で、期間は 1 月から 3 月の 3 か月間で月 10 万円の借上料になっているということだったんですけど、観光シーズンからいきますと 1 月から 3 月というのはあんまり人の動きがないように思うんですが、財源を見ますと一般財源ですから、別にこれ 9 月でも 6 月でも良かったんじゃないかと思うんですが、この 1 月から 3 月に、このアンケート調査を行われるというような何か根拠でもあるのでしょうか。

市川観光政策課長補佐 アンケートの実施であったり、デジタルサイネージを行う予定にはしてはいますが、重ね重ねの答弁にはなるかもしれませんが、こういった JR の状況であったりとかっていうのを払拭するというのが今回の補正の一番の目的、それから長門はこういった状況ですけども、ちゃんと旅行先、観光地として選んでいただくように情報発信をしっかりとするというのが目的でありますので、それを通じて今後の春先、年明けのイベントから、春先のハイシーズンに向けて今一度お客さんを取り戻すっていう意味を込めて、この時期の補正とさせていただいているといところでございます。

田村委員 では、このブース 30 万円、月 10 万円ですけど、どのぐらいの広さがあるのかというのはちょっとまたさておきなんですが、アンケートを取られることについては、これは人が取られるんだと思うんですけども、このあたり先ほど言われた委託料の中に観光コンベンション協会 50 万円というのがありましたけど、この中で観光コンベンション協会が PR であるとかアンケート調査であるとかをされるという意味合いでしょうか。

市川観光政策課長補佐 具体的に、人が横に立ってチラシを配って、アンケートするかどうかっていうところ、詳細まではまだ決めていませんけれども、例えばQRコードを置いて、そこからアンケートに入ってもらって、デジタルで取るとか方法は考えておりますが、委託先としましては観光コンベンション協会を考えておりますので、今後、詳細については詰めていきたいなというふうには考えております。

ひさなが委員 補正予算書 50 ページ、51 ページ、第 7 款「商工費」、第 2 項「観光費」、第 2 目「観光施設費」、「王子山公園施設改修事業」503 万 7,000 円についてですが、まずこの事業を補正予算を組んで実施する理由についてお伺いいたします。

上田観光政策課長補佐 転落防止柵や東屋等が老朽化しておりまして、来場者の安全の確保のため、早急な対応が必要と考えておりましたけれども、この度県の補助金の活用ができることが決定したことから、今回補正予算を計上し、改修事業を実施することといたしました。

ひさなが委員 今ありました来場者の安全の確保っていうのは分かるんですけども、県の補助金の活用ができることが決定したため今回計上したと。じゃあ仮に県の補助金がなくて、一般財源で全てやるほどの緊急性があるかどうかについてはどういった見解をお持ちでしょうか。

上田観光政策課長補佐 一般財源でも緊急でやる必要もあったのではないかと考えております。

ひさなが委員 施設の改修という部分では王子山に限らずいろんなところで多分要望が出ているのかなと思います。補助金を使われるのは非常に良いかなと思いますけれども、緊急性というところが今回は危険防止っていうところもありましたけれども、市民からの要望が出ているところに関しては使える補助金等をしっかり使って行って、また対応していただければと思います。

米弥委員 先ほどの答弁で、来場者の安全等のことで施設改善をされるということなんですが、来場される方の満足向上であり、先ほど言われました安全面、王子山公園を施設改善されるということで、今まで王子山公園、施設改善によって、より多くしなければ施設改善の意味がないと思うんです。そういった例えばセンザキッチンであるとか、金子みすゞ記念館に来られた方に、王子山公園に足を向けていただくような情報発信等を考えておられるのかお尋ねいたします。

弘中観光政策課長 施設の改修につきましては、当然、観光政策課のほうで管理施設を持っておりまして、危険性の高いところであるとか、そういったところから順番に修繕等をしていきたいというふうには考えているところでございます。当然それに伴いましてリニューアルしたというか、そういった部分につきましてはしっかりと発信をしながら、利用される方を増やしていきたいというふう

には考えております。

重廣委員 この財源内訳の中のその他とは何を示すのか。

上田観光政策課長補佐 財源につきましては、今回、ゆめはな開花プロジェクト推進事業といった県の補助事業を活用しておりまして、県から2分の1の補助、山口県市町村振興協会から6分の1の補助がございます。その他で示してございますのが、山口県市町村振興協会からの6分の1の補助となっております。

重廣委員 わかりました。すいません、今回やっという感じで、この王子山公園の東屋の解体、それから手すりの安全性を確保するための工事と。委託料のところでは案内板の改修と樹木の伐採、この樹木の伐採についてなんですけど、この工事、事業として新規で出したときにどの程度されるのか。私もこれ5、6年前からあそこ上がっての環境、見えないから木を刈ってくれ、樹木を刈ってくれということを何回も。言いに行ったら刈ってくれるんですよ。すいませんけど、日頃観光政策課の持っている観光地の維持管理費、その中で毎年毎年少しずつ刈るといことがされてるかどうかわかりません。あえてこの工事の中に樹木伐採というのがありますが、日頃の管理よりもかなり大きく、大きめの木を低く刈られるのではないかと思うんですが、その範囲と日頃管理の中でもこれを年に1度2度やっておられるかどうか。そのあたりについて伺いたいと思います。

上田観光政策課長補佐 日頃より伐採等の管理を行っておるところでありますけれども、行き届いてないところもあるかと思います。ただ今回は、展望台上がられてから海が見える範囲から仙崎のまちが一望できるところについて大きく伐採を考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、観光政策課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:46 —

— 再開 11:47 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、都市建設課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

波多野建設部長 それでは都市建設課所管について、補足説明いたします。予算書は52ページ、53ページ、第8款「土木費」、第3項「河川費」、第2目「河川改良費」、015「県営事業負担金」につきましては、県営急傾斜地崩壊防止対策事業日置長崎地区及び田屋地区の事業費の増により、あわせて243万8,000円

を増額補正しております。次に、予算書 58 ページ、59 ページ、第 11 款「災害復旧費」、第 3 項「公共土木施設災害復旧費」、第 1 目「現年公共土木施設災害復旧費」につきましては、測量設計業務委託料 1,650 万円の財源内訳を一般財源から起債へと財源更正をしております。最後に、予算書 5 ページでは、琴橋ほか 4 橋の橋梁補修工事請負費のうち 1 億 7,100 万円について、繰越明許費として翌年度に繰り越すための措置を講じております。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を 13 時 00 分からといたします。

— 休憩 11:49 —

— 再開 13:00 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、教育総務課及び学校教育課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

井関教育部長 それでは、教育総務課及び学校教育課所管の主な補正予算につきまして、補足説明を行います。補正予算書の 6 ページ、第 3 表「債務負担行為補正」でございますが、「中学校大会・行事に係るバス借上料」として、327 万 3,000 円の債務負担行為を計上しております。このバス借上料につきましては、中学校の大会や行事等において、児童・生徒を送迎する貸切バスを借り上げるものでございますが、年々、バスの確保が困難になっていることから、早めに入札・契約を行うため、債務負担行為を設定しております。次に、補正予算説明書 58、59 ページでございます。第 10 款「教育費」、第 7 項「保健体育費」、第 4 目「学校給食費」の事業コード 900「学校給食費」、修繕料 178 万円につきましては、学校給食センター設備の老朽化により、不具合等が発生していることから、修繕に伴う経費を計上したものでございます。続きまして、補正予算説明書 58、59 ページ、第 13 款「諸支出金」、第 1 項「基金費」、第 12 目「子ども教育ゆめ基金費」の事業コード 010「子ども教育ゆめ基金積立金」150 万円につきましては、長門ライオンズクラブが認証 60 周年を迎えるにあたり、中学生海外派遣事業へ 150 万円の指定寄附がありましたので、子ども教育ゆめ基金に積み立てるものでございます。以上で補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

中平委員 井関部長からも説明がありました、第 13 款「諸支出金」、第 1 項「基

金費」、第12目「子ども教育ゆめ基金費」、事業コード010「子ども教育ゆめ基金積立金」について、まず学校教育課に、井関部長からも説明がありましたが、12月補正予算に積み立てる詳細な理由をお伺いいたします。

藤井学校教育課長補佐 この度の寄附金について、使用目的は中学生海外派遣事業と指定され、6月に受け入れをしていたところですが、運用方法については確認ができておりませんでした。確認したところ、一度に充当せずに長期間で利用してほしいというお願いでしたので、長期間の運用をするためには、ゆめ基金に積み立てることとなったところでありました。この確認ができたのが8月中旬でありましたので、9月の補正に間に合わず、12月補正になりました。

中平委員 続いて教育総務課にお伺いいたします。この子ども教育ゆめ基金の目的というか奨励事業の選考基準等をお伺いいたします。

秋津教育総務課長 お尋ねのこちらの基金の目的につきましては、本市では長門市内の子どもが安全で健やかに育ち、未来に夢と希望を持つことができるよう、教育、文化及び体育の振興を目的として平成25年にこちらの基金を設置したところでございます。基金の対象事業としては教育、文化及び体育振興を図るための奨励賞の授賞に関する事業として長門市子ども教育ゆめ基金奨励事業、それと国際交流に関する事業ということで中学生海外派遣事業のこちらの2つの事業を実施しているところでございます。このうちの奨励賞の選考基準についてのお尋ねだったかと思いますが、こちらの奨励事業には奨励賞と特別賞を設けておりますが、いずれも対象は市内に在住もしくは在勤・在学する者又は本市に深いゆかりがある個人又は団体であって、教育や芸術文化及び体育の各分野において高い水準で活動し、その取組と成果が未来を担う子どもたちの夢を育む優れたものと広く地域に認められ、かつ将来が期待できる個人もしくは団体というふうにしております。具体的な選考基準としましては、奨励賞については今言った教育等の各分野において全国規模の大会で最高位の成績を収めた方または国際大会等で優れた成績を収めた方というふうにしております。また特別賞は、奨励賞に準じる成績を収めた方に授与することとしております。基準については以上でございます。

林委員 先ほど部長の説明にありました補正予算書58、59ページの第10款「教育費」、第7項「保健体育費」、第4目「学校給食費」の事業コード900「学校給食費」の修繕料178万円につきましては、学校給食センターの設備の老朽化ということでした。不具合等が発生しているため修繕を要すると。この不具合が発生しているっていうのはどういうものなのか具体的に説明していただけますか。

秋津教育総務課長 こちらの修繕料につきましては、通常は給食の円滑な提供のため、定期的に給食設備の点検を行いながら年次的にメンテナンスを行うのに必要な費用を当初予算で計上しております。そのほかにも、緊急というか不具

合等により修繕対応分として枠で予算を確保しているんですけども、本年度につきましては、エアコンの故障の頻発とか調理用機器の大規模な修繕など、当初見込んだ分を超える額の修繕が必要となったためこの不足分として計上しているもので、大規模な修繕の例としては、食缶の下洗い機とか洗浄ラインとか、コンテナ洗浄機等を予定しております。

林委員 わかりました。もうしばらくすると冬休みに入りますけれども、こういった修繕については日常的な業務には影響ないということで考えてよろしいでしょうか。

秋津教育総務課長 いずれも工期については短い期間でできるもので、通常の給食提供には支障がないというふうに考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、教育総務課及び学校教育課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。最後に、生涯学習・文化財課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

井関教育部長 それでは、生涯学習・文化財課所管の補正予算につきまして補足説明をいたします。補正予算書の 6 ページ、第 3 表「債務負担行為補正」でございしますが、令和 6 年 3 月末で、期間満了となる俵山公民館の指定管理に係る債務負担行為を設定しております。以上で補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 13:09 —

— 再開 13:10 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 31 号「令和 5 年度長門市一般会計補正予算（第 10 号）」を議題とします。審査は、第 1 条歳入歳出予算の補正から第 2 条繰越明許費の補正までを一括し、別紙一覧表に沿って、課ごとに行います。はじめに、企画政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 企画政策課所管につきましては、去る 12 月 6 日に追加で配

布させていただきました補正予算書及び補正予算に関する説明書に記載のとおりでございまして、特に補足すべきことはございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 歳入科目について、補正予算書 8 ページ、9 ページ、第 16 款「国庫支出金」、第 2 項「国庫補助金」、第 1 目「総務費国庫補助金」、第 1 節「総務管理費補助金」の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 4 億 8,358 万 9,000 円について、その概要を説明していただけますか。

村上企画政策課長 今回の交付金につきましては 11 月 29 日に成立しました国の補正予算におきまして、重点支援地方交付金が追加されたものでして、低所得者世帯支援枠を追加的に拡大するとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援する内容となっております。従来臨時交付金における電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金との連続性が考慮されておきまして、内容につきましては前回と同様の低所得者世帯支援枠と推奨事業メニューが示されておきまして、特段の変更はございません。この交付金の対象につきましては、令和 5 年度予算に計上されました令和 5 年 4 月以降に実施する事業が対象となります。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり）今一度、企画政策課所管全般について、ご質疑はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。次に、財政課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 財政課所管につきましても、追加で配布させていただきました補正予算書に記載のとおりでございまして、補足すべきことはございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 補正予算書 8 ページ、9 ページ、第 20 款「繰入金」、第 1 項「基金繰入金」、第 1 目「財政調整基金繰入金」、財政調整基金繰入金の 1,115 万 1,000 円について、減額補正の理由をお伺いいたします。

福田財政課長 今回の補正の中で、肥料高騰対策事業といたしまして令和 5 年 9 月に補正予算を可決していただいているものがございしますが、こちらは歳出予算のない財源振替となるため、歳出予算との関連においては歳入予算のほうが多いため 1,115 万 1,000 円については財政調整基金からの繰入金を減額して予算調整をしております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。「なし」と呼ぶ者あり）なければほか

に、ご質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、財政課所管全般について、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 13:14 —

— 再開 13:15 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、地域福祉課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 地域福祉課所管の追加した補正予算につきましては、提案説明及び予算説明書のとおりであり、補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 補正予算書 10 ページ、11 ページ、第 3 款「民生費」、第 1 項「社会福祉費」、第 1 目「社会福祉総務費」、095「住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金給付事業」3 億 7,970 万 1,000 円についてお伺いいたします。この住民税非課税世帯等とありますがこの「等」というのは非課税世帯以外にどのような世帯が対象になるのかをお伺いいたします。また、その世帯数の見込みについてお伺いいたします。

西間保護班長 非課税世帯等の「等」に該当する世帯といたしましては、家計急変世帯、配偶者などからの暴力等を理由に避難している方、措置入所等児童・障害者・高齢者、ホームレス、無戸籍者がこれに当たります。世帯数の見込みといたしましては、非課税世帯として 5,300 世帯、前述の「等」に該当するその他の世帯として 30 世帯を見込んでおります。

ひさなが委員 わかりました。財源については先ほどの国からの臨時交付金が充てられていると思います。非課税世帯については低所得世帯支援枠となっていると思いますが、この「等」の部分に関しては、推奨事業メニューでされると伺っております。これは自治体によってされるところもあるし、されないところもあるとそういう判断をされているのかと思いますが、長門市において給付をするという判断をした考え方、理由についてお伺いいたします。

古林地域福祉課長 非課税世帯等の「等」に該当する方につきましては、数字上では課税世帯の場合や、長門市に住民登録がない方が想定されますが、現に困窮している世帯や特に配慮を要する方々であると考えております。非課税世帯に準ずる状況下で物価高騰の負担に苦しむ皆様に対してきめ細かに支援するため、支給対象としたものでございます。

ひさなが委員 わかりました。では、この給付金が世帯に給付されるまでの申請手続き、期間等含めてお伺いいたします。

西間保護班長 非課税者に対しては、予め市で対象者となる可能性のある世帯を抽出し、支給要件を確認するための確認書を年内に郵便で発送します。支給要件に該当する場合には、市民の方に返信用封筒にて確認書をご提出いただき、市で受理した後、1か月以内に指定口座に入金することで給付することとしています。また、非課税世帯以外の家計急変世帯等に対しては、市に備え付けの申請書をご提出いただき、非課税世帯と同様に市で受理した後、1か月以内に給付することとしています。いずれも令和6年3月8日金曜日を書類の提出期限として設定させていただき予定にしております。

ひさなが委員 スケジュール等についてはわかりました。給付の判断については支持するところですが、期間がやっぱり短いので、必要な世帯に情報がちゃんと届くのかというところが非常に不安な部分です。特に非課税世帯等の部分に当たる方についてはなかなかそこまで情報がいくかどうかというところがあるかと思いますが、その点についての担当課の考えをお伺いいたします。

古林地域福祉課長 非課税世帯に対しましてはプッシュ型で実施するため、支給の可能性のあるすべての世帯に対してご案内ができます。なので、確実な制度周知が可能な仕組みとなっているところでございます。非課税世帯以外の給付対象者のうち、家計急変世帯につきましては自らがお申し出いただく必要がございますが、これ以外の配偶者などからの暴力等を理由に避難している方、措置入所等児童・障害者・高齢者、ホームレス、無戸籍者につきましては、担当部署や担当機関と連携しながら可能な限り該当者を把握し、個別にご案内をすることとしております。制度周知に関しましては議決後速やかにホームページに掲載し、1月号広報紙においても周知する予定としております。また、事業の中間時点となる2月には班回覧により全世帯に改めて周知する機会を設けることとしております。郵便にてプッシュ型でご案内するための書類に関しましては、今回から封筒のサイズを大きくし、A4サイズの用紙を折りたたまずに封入できる角20の色付き封筒を利用し、目に留まりやすくしてまいります。また、年内に発送し可能な限り早く皆様にお届けできるよう努めてまいりたいと考えております。

綾城委員 課長に2点ほど確認です。1点目は、この事業はこれまで3万円を給付されてる方に新たに7万円を足して合計10万円を生活支援として給付するという事業だと思うんですけども、前回3万円を給付した方というのは、ある意味振込先とかは行政のほうとしても把握しているとは思いますが、それでも確認書がやっぱり必要なんですかね。

古林地域福祉課長 確認書が必要な理由としましては、課税者に扶養されてい

るかどうかの確認をする必要がございますので、確認書は必要になってまいります。こちらのほうで把握しております振込先につきましては、あらかじめ印字されたものを送付する予定としております。

綾城委員 わかりました。では給付のスケジュールについてお尋ねいたします。

古林地域福祉課長 1月の中旬に初回の給付を実施する予定でございます。以降順次給付を実施し、最終的には3月末までに支給対象となる全世帯に対する給付を完了することとしております。

綾城委員 最後に部長にお尋ねです。決して多くはないんですけれども、全国の自治体を見てみたら、前回給付できた方には年内に振り込みが完了できるような自治体もあるというふうに報道等で見ているんですけれども、このあたり長門市では来年の1月ということで、決して遅くはないと思うんですけれども、そのあたりの判断というのはどういうふうなところなんでしょうか。

伊藤健康福祉部長 もちろん、今回の交付金の目的はやはり困窮とかそういう配慮者に対して支援をしていくというものなので、早ければ早いほど皆さん、年末から年度末までお困りになっていらっしゃる方がいらっしゃるわけですから、早ければ早いほどいいと思いますけれども、そこには先ほど課長が答弁したとおりやっぱり課税者であるとか、その確認があるとか、そこはやっぱりやりとりが必要になるので、早くは努力はいたしますけれども、やはり事務的にミスが無いようにというところで、うちのほうでもしっかりやっていきたいと思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なればほかに、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、地域福祉課所管全般について、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 13:26 —

— 再開 13:27 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、産業政策課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 それでは産業政策課所管の事業につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書10ページから11ページ、第7款「商工費」、第1項「商工費」、第2目「商工業振興費」の「物価高騰対応重点支援事業」につきましては、予算説明資料1ページに記載しておりますとおり、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加分を活用し、ぶちとくながと生活優待券第

二弾発行事業として、エネルギー・食料品価格等、物価高騰に直面する市民の生活を支援するとともに、市内消費拡大を図ることを目的に、額面 1,000 円的生活優待券 5,000 円分を市内全世帯に配布し、市内店舗で活用いただくことで、市内経済の活性化を目指すための予算として計上しております。なお、本事業につきましても、優待券の発行などの準備等を考慮し、3月1日からの使用期間開始を想定、年度内の完了が困難であることから、あわせて、繰越明許費の補正を提案させていただいております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 補正予算書 10 ページ、11 ページ、第 7 款「商工費」、第 1 項「商工費」、第 1 目「商工業振興費」の物価高騰対応重点支援事業 9,273 万 7,000 円についてですけれども、こちらの優待券印刷及び換金業務委託料 1,000 万円の内訳と積算根拠についてお伺いいたします。

野村産業政策課長補佐 内訳としては優待券の印刷費が 570 万円、換金手数料が 343 万円、その他経費として通信運搬費や広告費を 87 万円見ております。

ひさなが委員 総事業費に対して、委託料が 1 割を超えているというのは、ちょっと高い所かなというふうに感じます。最近は電子チケットっていうのも手法としてあると思いますし、市内において全世帯がそれをするっていうのは難しいのかなと思いますけれども、併用っていうのも手法の 1 つではないかなというふうに思います。その点について担当課の見解をお伺いいたします。

仲野産業政策課長 ひさなが委員がおっしゃったとおり、いわゆる電子チケット的なものも他市さんでは事例があるというところは認識しておりますし、検討としてはこれまで上がっておったところではございますが、やはり市内の配布するところにつきましては、市内の高齢化率をご承知のとおり 40%を超えているというところもございますので、やはりここは券として配布するのがトラブルもなくスムーズに事業が進むのではないかとということで、今回についてもこういう形で対応させていただくというところではございます。

林委員 もし私の錯誤に基づく発言だったら言ってほしいんですけど、このぶちとくながと生活優待券第二弾、じゃあ第一弾って、私の記憶が正しければ、要するに例えば額面 7,000 円を 5,000 円で買えるとか、そういった上乘せしたような形のやつだったと。最初これを見たときに、元気に年越しながと応援券っていうのをイメージしたんですよ。だから第二弾っていう以上は、第一弾と何が違うのかっていうのは、まずそこを説明してもらえますか。

野村産業政策課長補佐 昨年度の 11 月頃に第一弾として 1 万円分の優待券をお配りしました。ぶちとくながと生活優待券として配布をやりました。

林委員 さっきも言った、私の錯誤に基づいた発言だったら言ってほしいけど、

何かプレミアムみたいな、あれの名前は何でしたっけ。

仲野産業政策課長 プレミアム商品券、プレミアム付きのやつも、このぶちとくながと生活優待券というところで、同名で事業は実施をしておるところでございます。2回やっているんです。

林委員 じゃあ初回のやつがプレミアムで1万円配ったのが——じゃあこれは第三弾じゃないの。何が言いたいかって言うと、例えば今、諸物価の影響というのはすごい家計消費を非常に苦しめてますよね。前回の元気に年越しってというのは9月補正でやって、年末年始に向けて消費を喚起するという一定の政策効果があったと思うんです、年を越すために。今回は3月からだから、なかなかそのへんのところでその政策効果という点でどうなのかというのが1点あるのと、もう1点は、1人5,000円ではなくて今度は1世帯5,000円というのは何かちょっとせこくなったと感じる。それは交付金だから限りはあるけれどもね。何かそのあたりの政策の整合性というのが見えないっていうか、ちょっと分かりにくくなってるんじゃないかというところがあって。今困っている人、例えばさっきの7万円給付って、まさに今困ってるから年内にできるだけプッシュで7万円給付したいわけでしょう。そのメニューは大体いろんなメニューがあって、その中からチョイスしてるわけだから、でもそれは来年の3月から5月31日までですよってというのが、その即効性というか、そのあたりの考え方をどういうふうにするか、この制度設計というか、これをチョイスした理由を知りたいのがあります。よろしくをお願いします。

野村産業政策課長補佐 遅いという点に関してですけど、どうしても発行の準備に2か月程度かかってしまって、スピード感は正直なくなってしまったのは申し訳ないと思っております。ただ、世帯にしたという点については、先ほど地域福祉課のほうで配布するものと同様に各世帯にというつもりでやっております。

上田委員 どの大きさの封書で商品券を発行されますか。

野村産業政策課長補佐 A4がそのまま折らずに入る封筒で送る予定でおります。

上田委員 そうすると結構大きい封筒になるので、これはあんまり言っちゃいけないんだけど、良からぬことが起こる可能性があるんですよ。もし手間が本当にもうちょっとかけられるのであれば、コンパクトに折りたたんで入れるような発送方法も今後ご検討願いたい。よろしくをお願いします。

仲野産業政策課長 検討というところについてはさせていただきたいというふうに思っておりますが、商品券については、要はA4のワンペーパーに5枚が連番で入るといことになりますので、ちょうどすっきり折れないというところが正直ありまして、それで大きい封筒の中に入れるという形で対応させていただいておりました。うちのほうについても紛失したとか、そういったところにつ

いては特にご意見等が来てはおりません。ただ、それがそうなのかどうか分からないですけど、届いていないということは、これまで応援券の配布事業として令和 2 年度から毎年やっておるんですけども、それがやはり 2 件ほどこちらのほうに連絡があることはありました。そのときは私どものほうについては、今度はきちんとかちらのほうで商品券を準備して手渡しで直接お伺いして、本人さんのほうにお渡しをして、それで受領書等を交付する形で対応してきたというところは、これまでの実例としてはございます。すいません、補足ですけども以上でございます。

綾城委員 確認ですけど課長、これは全世帯に 5,000 円ずつの商品券が郵送されるわけですよ。ということは、先ほど地域福祉課さんが 7 万円追加で入金されますよね。その世帯が 5,300 世帯ぐらいあるっていうことだったんですけど、そこにもいくということですか。

仲野産業政策課長 そちらの世帯についても配布の対象に入っております。

綾城委員 もう 1 つ確認です。国の推奨メニューでは中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援、ここも推奨メニューの 1 つに入ってるんですけども、このあたり産業政策課としては、このへんが本家本元だと思うんですけど、どういうふうに考えていらっしゃるんですか。

仲野産業政策課長 今回の交付金の活用としてどういった事業を展開するかというところの協議に入ったときに、市内中小企業に対するという視点でいきますと、現在省エネ対策の関係で事業を実施しているところ、事業者様に対しては実施をしているというところがございましたので、そういった意味では今回については市民対象というところで一律に均等に支援できる応援券を世帯に対して配布する事業がいいだろうということで、今回事業決定したというところがございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) なければほかに、ご質疑はございませんでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり) 今一度、産業政策課所管全般について、ご質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 31 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 31 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会いたします。どなたもご苦労さまでした。